

振替投資信託受益権及び振替受益権の金銭償還の実施等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 26 年 12 月 26 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

株式等振替制度において取り扱っている振替投資信託受益権（以下「ETF」という。）又は振替受益権（以下「JDR」という。）が取扱廃止となった際、発行者は、ETF又はJDRの受益証券を発行した上で、受益者が受益証券の発行請求の取次ぎを口座管理機関に請求した場合には口座管理機関を経由し、その他の場合には発行者から直接、受益証券を受益者へ交付する必要があるが、株券電子化以降、口座管理機関は、有価証券を管理、保管及び配送する体制を大幅に縮小していること等の事情から、ETF又はJDRの取扱廃止に際し、金銭の交付（以下「金銭償還」という。）が可能となるよう関係者から制度整備の要望を受けていた。

このたび、関係者により金銭償還時の課税上の懸念が解決されたことから、ETF又はJDRの取扱廃止に際して金銭償還を可能とすることとし、併せて金銭償還が行われなかった場合であっても、口座管理機関が受益証券の発行請求を取り次ぐことなく、発行者が受益者に直接、受益証券を交付すること（以下「発行者による受益証券の直接交付」という。）を可能とするため、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

併せて、発行者から、必要に応じて、受益者の人数や分布の状況を把握したいとの要望が寄せられていることから、一定の条件の下、発行者が任意のタイミングで総受益者通知の請求（以下「総受益者通知請求」という。）を行うことを可能とするため、規程、規則及び「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部について所要の改正を行うとともに、文言の修正等の所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）金銭償還に係る整備

ETF又はJDRの取扱廃止に伴って金銭償還が可能となるよう、金銭償還時の抹消手続を整備するとともに、金銭償還に係る償還金を受領する受益者を確定するための総受益者通知事由を追加する等の所要の改正を行う。

（規程第 25 条、第 8 章第 4 節第 3 款、第 277 条の 7、第 277 条の 11、第 283 条、第 283 条の 6、第 285 条の 21、第 8 章の 2 第 5 節第 2 款、第 8 章の 2 第 5 節第 3 款、第 285 条の 56、附則第 28 条、規則第 5 条、第 355 条の 6 の 2、第 355 条の 6 の 3、第 355 条の 6 の 4、第 355 条の 6 の 5、第 357 条の 14、第 357 条の 16、第 7 章の 2 第 5 節第 2 款、第 357 条の 16 の 5、別表 1、別表 3）

(2) 発行者による受益証券の直接交付に係る整備

E T F 又は J D R の取扱廃止に伴って金銭償還が行われなかった場合に、発行者が受益者に直接、受益証券を交付することを可能とするため、口座管理機関が受益者による受益証券の発行請求の取次ぎを行う手続を廃止した上で、受益証券の交付を受ける受益者を確定するための総受益者通知事由を追加する等の所要の改正を行う。

(規程第 25 条、第 278 条、第 283 条、第 283 条の 6、第 284 条、第 285 条の 56、規則第 356 条の 14)

(3) 総受益者通知請求の導入

発行者が、その発行する E T F の投資信託約款又は J D R の信託契約において、総受益者通知請求を行う旨及び当該請求を行う事由等をあらかじめ規定している場合に限り、総受益者通知請求を行うことができるよう所要の改正を行う。

(規程第 25 条、第 283 条の 7 の 2、第 283 条の 7 の 3、第 285 条の 62 の 2、第 285 条の 62 の 3、規則第 356 条、第 356 条の 13 の 2、第 356 条の 13 の 3、第 356 条の 13 の 4、第 357 条の 61、第 357 条の 73 の 2、第 357 条の 73 の 3、第 357 条の 73 の 4、手数料規則別表)

(4) その他

規程等の一部について文言の修正を行う。

(規程第 25 条、第 285 条の 18、第 285 条の 20、規則第 357 条の 15、手数料規則別表)

3. 施行日

平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

以 上